

明細書又は図面に公序良俗を害する事項・内容が記載されている場合 における審査の考え方について

(現状)

出願公開については、明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容について、特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認める場合、当該事項・内容は特許公報に掲載されない（特許法 64 条 2 項ただし書）¹。

具体的には、以下のような事項・内容が不掲載になる。

- ・ 第三者に対する誹謗中傷
- ・ 第三者のプライバシーに関する情報を不当に開示するもの
- ・ 違法性の極めて高い手段を開示するもの
- ・ わいせつなもの
- ・ 本願発明の技術的事項とは関係のない思想、写真、図画等を記載し、公開公報を自らの主張の開示手段として利用しようとしているもの

他方、特許出願の審査を経て特許査定がなされた後の特許掲載公報については、特許庁長官によるこのような事項・内容の不掲載に関する規定が設けられていない（特許法 66 条 3 項参照）。

(問題点)

明細書又は図面に公序良俗を害する事項・内容が記載されている場合に、審査官が何ら対応をしない場合、出願公開の際には特許公報に不掲載とされる事項・内容について、特許掲載公報において掲載されてしまうという事態が生じる。

ここで、審査官が特許法 32 条の拒絶理由を通知することで対応することの可否についてみると、拒絶の査定をしなければならない場合について列挙する特許法 49 条は、第 2 号において「その特許出願に係る発明が…第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条…の規定により特許をすることができないものであるとき。」と規定している。この規定によれば、特許法 32 条違反の拒絶理由に該当するか否かの判断対象は、請求項に係る発明であって、明細書又は図面に公序良俗を

¹ 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕』209 頁(発明推進協会, 2012)には「出願公開の段階では、その内容については未だ審査をしていないので中には公序良俗違反のものが含まれている可能性がある。そこで明細書、特許請求の範囲、図面…のうち公開することが公序良俗に違反するものについては、特許庁長官がチェックしてこれを除き、特許公報には掲載しないこととしている。」と記載されている。

害する記載がなされている場合、その出願は、同条違反によっては拒絶されないと整理されるのではないか。

他方で、掲載することが不適切な事項・内容については特許掲載公報においても掲載されないようにすることが適当ではないか。

(事務局案)

明細書又は図面に公序良俗を明らかに害する事項・内容が記載されている場合であって、特許査定をする際には、電話連絡等の後、当該事項に対して職権訂正を行うこととしてはどうか。